平成25年度DV防止啓発講演会

DVとこども、そして性暴力~被災地におけるDV支援の状況~

日時 平成25年11月17日(日) 13:30~15:30 会場 こうち男女共同参画センター「ソーレ」

講師 八幡悦子(NPO法人ハーティ仙台代表理事)

助産師。病院(主に産科・小児科)に約10年勤務、その後、仙台で30年活動。

現在は、(公財) せんだい男女共同参画財団理事、チャイルドラインみやぎ理事(フリーダイヤルの子ども専用相談電話)、THC エイズ電話相談員(エイズについての支援活動の会)、みやぎジョネット元代表(被災地女性の支援活動)等。また、看護師学校、助産師学校、大学などの非常勤講師。母子保健相談、子どもへの性教育や思春期の親への教育など各種セミナーの講師。子ども・女性の体と性・性暴力・エイズなどの活動支援。

著書に『大人になる前のジェンダー論』、『女たちが動く~東日本大震災と男女共同参画の視点~』がある。



東日本大震災の日

東日本大震災が起きた3月11日、私は仙台市泉区という比較的高い位置にある町で、 母子約15組を集めて講座の開催中でした。津波に関しては、小学生のときに経験した チリ地震程度の認識しかありませんでした。度々起きる地震で揺れに対しては慣れてい ました。講座の会場となっていた建物は、耐震チェックも充分で絶対につぶれないとい う自信がありました。仙台は転勤族も多いため、地震を体験したことがない人も多く、 さすがにすごい揺れだったので、母子の中からは「キャーッ」という叫び声が聞こえま した。でも私は「ここは絶対につぶれないから」「ここは倒れるものは何もないから、 みんなでここにいようよ」と伝え、揺れが収まるのを待ちました。

被災地の状況

それから1年間は、本当に無我夢中でいろんな避難所へ出向きました。私は死ななかったし、家があると思ったら、じっとしていられませんでした。全国から届いた支援物資を届けようと思い、下着などと相談先のフリーダイヤルを記載したカードをセットにし、配って回りました。いろいろな避難所へ行ってみて実感したことは、ほとんどの避難所でリーダーが男性だったことです。身内の女性が身を寄せた避難所にも行きました。プライバシーへの配慮がなく、震災後1カ月が過ぎても衝立も更衣室も授乳室もありませんでした。

60 代の男性リーダーの「ここはみんな家族。衝立なんていりませんよね」という一言で、本当は欲しいのに言い出せなくなっていたのです。避難所においては女性や子ど

も、セクシャルマイノリティの方などの、少数派の人の意見がなかなか通らないという 状況がありました。その男性リーダーは復興大臣の視察が入った際、「食事時間に何事 だ!」と言って追い返したことを、美談として周囲に話していました。本当は、避難所 生活の現状を見てもらいたかったのに。リーダーに意見すると「和を乱す人は出て行っ てもらいます」と言われ、周囲からも「やめなさい」と止められます。東北は黙って耐 えるという人が多いのです。更に災害で疲れきって、意見を言わずじっと我慢していた のです。

震災の爪痕

被災県において震災の影響を受けていない人はいません。内陸部へ行っても、実家がなくなった、親戚を亡くした、仕事が減ったなど大きく影響していることを感じます。DV もそうです。震災以前から存在していたものが、震災後に更にひどくなったというケースが多いのです。東北は家父長制が根強く残っていて、「長男の嫁だから辛抱は当然だと思っていた」と耐えていました。長年続いていた DV に、震災をきっかけに初めて気付いたというケースが複数あります。広かった自宅が流されて狭い仮設住宅に移った途端、DV がひどくなったというケースもあります。震災後 DV の相談件数は増えました。相談件数が増えたということは良いことだと捉えています。「これは DV だ」ということに気が付いたのですから。

性暴力は人権・人格権の侵害

また、セクハラや性暴力も起きています。シングルマザーや独身の女性に対するセクハラ、ボランティア間のデート DV、「逃げたらカメラで撮った画像をばらまく」と脅すストーカーもあります。性暴力は警察に届けるのは、ほんのわずかです。氷山の一角なのです。

被災地に赴き、DV・性暴力の啓発活動を続けています。性暴力は、心を深く傷つけます。7割が身近な人間からの性暴力です。性暴力は被害者の落ち度を問われます。「なぜ逃げなかったの」と。しかし、首筋にナイフを突きつけられて抵抗できますか。命を守るために黙るしかなかったのに、「あなたにも落ち度があったのでしょ」「そんなところに行くからよ」「なぜそんな男について行ったの」と問われるのが、性暴力の特徴です。根強い強姦神話です。

被害に遭ったら、性暴力に詳しい医師・弁護士・警察官とつながることです。闘う方法は、直接交渉で謝罪文・慰謝料を請求する、応じなければ、刑事告訴と民事損害賠償請求の裁判をします。医師・弁護士・警察官の3人が、事実をきちっと並べれば、加害者側のウソはバレます。被害者は心に受けた傷に対して、慰謝料をとれます。そしてもう一つ、何もしないことも選べます。そのような要点を、紙芝居、ロールプレイ、パンフレットで伝えています。

支援活動の中に見出す喜びをエネルギーに

私は元々助産師として 10 年病院勤務をし、その後フリーになり、小学校・中学校・高校・大学で性教育を 30 年続けてきました。自分自身の DV 被害経験も経て、DV 被害や性暴力の被害者を支援する活動を始めて 25 年になります。活動を続ける中で、知らないということがどれだけ危険なことか、を痛感しました。弁護士の利用の仕方、裁判での闘い方、警察の利用の仕方など、必要だと思うことは小学生・中学生にも説明します。女子大生でも学校で習わないので知らないのです。学校で教えないからです。

震災後は、片道2時間で行き来できていた町が、片道4時間かかるようになりました。これでは相談に来たくても来られません。そこで「こちらから出向いて行くしかない」と、今年、DV 被害者等を支援するための連続講座と、被害女性の語り合いの場「パープル・タイム」を被災地で開催しています。

NPO の支援は、何年にもわたって DV 被害経験者と関われる醍醐味があります。小学生だった子が社会人になっていく、女性たちの人生が変わっていく様子が見られます。いきいきと自立していく女性たちの姿を、そばで見守ることができる。これは私たちにとって大きなエネルギーになっています。

震災体験を通して、命より大事なものはないということ、そして人権を守るということを、私たちは次世代へと伝えていかなければならないと思っています。